

令和4年7月1日施行

# 長崎市動物の愛護及び 管理に関する条例

～人も動物も幸せに暮らせるまちに～



## 長崎市動物愛護管理センター

〒852-8104

長崎市茂里町2番2号

電話：095-844-2961

FAX：095-846-1197

E-mail : doukan@city.nagasaki.lg.jp

詳細は  
コチラ



長崎市 動物愛護管理条例

検索



# 条例制定の目的

近年、犬猫等のペットは生活に癒しをもたらすとともに、家族の一員としてより深い関わりを持つようになってきました。

その一方で、飼育放棄や遺棄、虐待、身近なものとして、動物の放し飼いや飼い主のいない猫に対する無責任な餌やり行為などによるふん尿などの被害で近隣に迷惑をかける事例が後を絶ちません。

このような現状を踏まえ、長崎市では、「長崎市動物の愛護及び管理に関する条例」を令和4年7月1日に施行しました。

人と動物が共生する社会を推進するため、条例では次のことを求めています。



## 飼い主が守らなければならない3つのポイント

1 動物の種類等に応じて適正に飼い、健康及び安全を保持すること

2 人に迷惑をかけないこと

3 最後まで責任を持って飼うこと

詳しくは…

- ・適正に給餌、給水を行うこと
- ・必要に応じて治療等の必要な措置を講ずること
- ・動物の種類や性質等に応じた訓練、しつけ等を行うこと
- ・公共の場所等を不潔にし、又は損傷しないこと
- ・飼養施設を設け、これを適正に維持管理すること
- ・飼養施設の内外を清潔にすること
- ・動物による鳴き声、悪臭等で人に迷惑をかけないこと
- ・動物の数は適正に飼うことができる数とすること
- ・適正に飼えないときは不妊去勢手術等の必要な措置を講ずること
- ・人と動物の共通感染症について、正しい知識をもち、予防に努めること
- ・首輪や名札等により所有者を明示するよう努めること
- ・動物が逃げたときは捜索し、収容すること
- ・動物が死亡したときは、死体を適切に処理すること



# 犬や猫の飼い主がさらに守らなければならないこと

## 犬の飼い主の方

- 1 放し飼いをしない。
- 2 散歩のときはリードを付けましょう。
- 3 ふん尿は適切に処理しましょう。



## 猫の飼い主の方

- 1 屋内で飼いましょう。
- 2 屋内で飼うことが難しい場合は不妊去勢手術をしましょう。また、猫用のトイレを自宅内に用意して適切に処理しましょう。



## 動物を飼おうとしている方に知りたいこと

動物を飼う前に、最後まで責任を持って飼うことができるかをよく考えてください。飼わないという選択も動物愛護の形です。

## 犬と猫を合計で10頭以上飼うときは 長崎市への届出が必要です

飼っている犬と猫が合計で10頭以上となった場合は、そのときから30日以内に、飼い主の住所、氏名、飼っている頭数などを動物愛護管理センターに届け出なければいけません。

- ※ 届出用紙はホームページからダウンロードできます。
- ※ 生後90日以内の犬猫は除きます。



# ノラねこにエサをあげるときは、ルールを守りましょう

## 1 不妊去勢手術をしましよう



ノラねこが増えないよう不妊去勢手術をしましよう。耳のV字カットは手術済みのしりです。

## 2 周りの理解を得ましよう



自治会や周辺の住民にエサやりの目的や方法について説明し、理解を得るよう努めましょう。

## 3 トイレを置きましょう



近隣にふん尿被害を出さないよう猫用のトイレを置き、排せつ物はきれいに片付けましょう。

## 4 置き餌はやめましょう



他の動物や虫等が集まらないように猫の様子を見守りましょう。

## 5 時間を決め、食べきれる量を容器に入れてあげましょう



エサをあげる場所を汚さないようにしましょう。

## 6 後片付けをしましょう



使った容器を回収し、食べ残しがあれば、きれいに片付けましょう。